

提案基準 1 2 に基づく指定

提案基準 1 2 の規定に基づき知事が指定する道路等は、下記に定めるものとする。

(市街化区域にかかる沿道は除く。)

記

平成 23 年 10 月 1 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

No.	路 線	区 間		用 途 (第 3 た だし書き) (注 2)	規 模 (第 4 た だし 書き)	敷地面積 (第 5 (1) た だし書き)	備 考
		起 点	終 点				
1	一般国道 1 7 0 号	羽曳野市と藤井寺市との境界	羽曳野市と富田林市との境界	事務所又は事務所付倉庫(小売業、卸売業)	—	—	(羽曳野市)
2	府道美原太子線	羽曳野市と堺市との境界	一般国道 1 7 0 号との交点	事務所又は事務所付倉庫(小売業、卸売業、運輸業、郵便業)	—	—	(羽曳野市)
3	羽曳野市道南阪奈側道線	一般国道 1 7 0 号との交点	羽曳野市道古市大黒 1 号線との交点	事務所又は事務所付倉庫(小売業、卸売業、運輸業、郵便業)	—	—	(羽曳野市)
4	府道八尾富田林線	府道美原太子線との交点	堺市道平尾さつき野西 1 号線及び堺市道さつき野東 2 号線との交点	事務所又は事務所付倉庫(小売業、卸売業)	—	—	ただし、堺市に存する部分を除く。 (羽曳野市)

(注1) 上記の表において、「一般国道 1 7 0 号」は「大阪外環状線」とする。

(注2) 羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例第 5 条に掲げる届出対象となるもの及び日本標準産業分類による下記の業を営業内容とするものを除く。(かっこ内の数字は日本標準産業分類(令和 5 年 7 月改定(第 14 回改定)における小分類番号)

- ・ 建築材料卸売業 (531) ・ 鉄鋼製品卸売業 (534)
- ・ 非鉄金属卸売業 (535) ・ 再生資源卸売業 (536)
- ・ 産業機械器具卸売業 (541) ・ 電気機械器具卸売業 (543)

また、前項目に掲げる業種のほか、これらに類し、現物保管を主とするなど、

沿道環境又は景観に著しい影響を及ぼすおそれのある利用形態については、

小売業・卸売業・運輸業・郵便業に該当する場合であっても、本基準の対象外とする。